

重要事項説明書（ガス）

この重要事項説明書には、お客さまと当社との間で締結するガス供給および使用に関する契約（以下「契約」といいます。）における重要な事項を記載しております。ご契約内容の詳細については、当社ホームページ等で公開しております各種約款をご確認のうえ、お申し込みください。なお、この重要事項説明書は、特定商取引に関する法律に定める事項も兼ねております。

1. 契約のお申し込みおよび成立

- ・お客さまは、需要場所ごとに、当社所定の様式によりお申し込みいただきます。お申し込みは当社グループ（西部ガス株式会社、西部ガス熊本株式会社、西部ガス長崎株式会社、西部ガス佐世保株式会社をいいます。）または当社の指定店、インターネットなどで受付いたします。
- ・契約は、お客さまのお申し込みを当社が承諾したときに成立いたします。
- ・当社グループに対する債務を、履行期を過ぎてなお弁済していない場合等には、お申し込みを承諾できないことがあります。
- ・当社は契約成立後、すみやかに契約の手続きが完了したことを、書面にてお知らせいたします。

2. ガスの使用開始日

- ・ガスの使用開始日は以下のとおりとし、契約締結後に書面にてお知らせいたします。
 - ①引越しなどの理由で、新たにガスの使用を開始する場合は、原則として、お客さまの希望する日。
 - ②当社以外のガス小売事業者から、契約を切り替える場合は当社の他のガス需給契約から切り替える場合は、原則として所定の手続きを完了した後に到来する「3.」に定める定期検針日の翌日。

3. ガス使用量および料金の算定方法

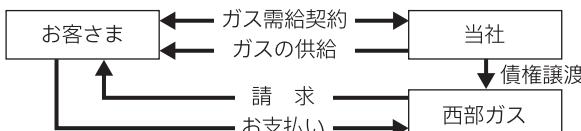
- ・ガスの使用量は、原則として、毎月1度あらかじめ定めた日（「定期検針日」といいます。）に西部ガス株式会社（以下、「西部ガス」といいます。）が検針し、算定いたします。
- ・料金の算定期間は、原則として、前回の検針日の翌日から今回の検針日までの期間を1か月として算定し、新たにガスの使用を開始した場合は、日割計算をいたします。
- ・料金は、原則として、基本料金と従量料金の合計といたします。
- ・従量料金は、基準単位料金を原料価格の変動に応じて毎月調整した額（「調整単位料金」といいます。）に、使用量を乗じて算定いたします。

$$\text{料金} = \text{基本料金} + (\text{調整単位料金} \times \text{ご使用量})$$

※調整単位料金は、原料価格により毎月調整するしくみとなっているため、原料価格の高騰により大きく変動する場合があります。
なお、平均原料価格の推移および標準家庭における都市ガス料金の最高値・最安値の実績を当社ホームページで公開しております。

4. 料金の支払方法と延滞利息

- ・お客さまは、料金に係る債権を、当社が西部ガスに対して譲渡することを承諾していただき、料金または延滞利息は、西部ガスにお支払いいただきます。



- ・料金または延滞利息については、毎月、西部ガスが指定した金融機関などを通じて、原則として、「口座振替」「払込用紙」「クレジットカード」によりお支払いいただきます。
- ・料金の支払義務は、検針日などに発生し、支払期限日は支払義務の発生日の翌日から起算して30日目といたします。
- ・支払期限日を経過してもなおお支払いがない場合、支払期限日の翌日から支払日までの期間に応じて延滞利息をお支払いいただきます。ただし、支払期限日の翌日から10日以内にお支払いいただいた場合は、延滞利息はいただしません。
- ・延滞利息は1日あたり0.0274%といたします。
- ・支払期限日を経過してもなお料金、延滞利息、その他の債務についてのお支払いがない場合など、一定の事由に該当するときは、ガスの供給を停止または解約することがあります。

5. お客さまのお申し出による契約の変更・解約

- ・契約を変更する場合や、引越しなどにより契約を解約する場合は、委託先である「西部ガスお客さまサービスセンター」

または指定店までご連絡ください。

- ・当社以外のガス小売事業者への切り替えにより契約を解約する場合は、切り替え先のガス小売事業者にお申し込みをしていただくことで、お客さまと当社の契約は解約となります。（お客さまから直接依頼を受けて解約する場合もあります。）

6. 当社からの申し出による契約の変更

- ・当社は、法令・条例・規則などの改正により変更の必要が生じた場合や、その他当社が必要と判断した場合は、供給条件を変更することがあります。
- ・供給条件の変更とともになう説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を、以下のとおり行うことについて、あらかじめ承諾していただきます。
 - ①当社ホームページに記載する方法その他当社が適当と判断した方法により行うこと。
 - ②説明および記載を要する事項のうち当該変更しようとする事項のみ説明、記載すること。
- ・供給条件の変更が、法令の制定・改廃にともない必要とされる形式的な変更その他の契約の実質的な変更をともなわない内容の場合は、以下のとおり行うことについて、あらかじめ承諾していただきます。
- ①供給条件の説明および契約変更前の書面交付は行わず、変更する項目の概要の説明のみ行うこと。
- ②契約変更後の書面交付をしないこと。

7. ガス工事

- ・ガス工事が必要な場合、お客さまは西部ガスが定めるガス工事約款に基づき、西部ガスにガス工事を申し込むことができます。
- ・ガス工事にともなう必要な費用はお客さまにご負担いただきます。

8. 保安に関するお客さまの責任および協力のお願い

- ・お客さまは、当社および西部ガスがお知らせした事項などを遵守して、ガスを適正かつ安全に使用していただきます。
- ・お客さまは、ガス漏れを感じたときには、直ちにメーターガス栓およびその他のガス栓を閉止して、西部ガスに通知していただきます。
- ・当社は、ガス事業法令の定めるところにより、屋内に設置された不完全燃焼防止装置の付いていないふろ釜、湯沸かし器などの消費機器について、お客さまの承諾を得て、技術上の基準に適合しているか調査します。
- ・内管およびガス栓など、お客さまが所有または占有する土地と道路との境界線からガス栓までの供給施設については、お客さまの責任において管理していただき、検査および緊急時の応急の措置などの保安責任は西部ガスが負います。
- ・当社または西部ガスは、検針やガスマーターなどの法定検定期間満了などによる取替作業、供給施設の検査・設計に関する作業などの場合には、お客さまの土地および建物に、係員を立ち入らせていただきます。この場合、正当な事由がない限り、立ち入ることを承諾していただきます。
- ・当社および西部ガスは、災害の発生などによりガスの供給を制限または中止する場合があります。
- ・お客さまは、その他保安について、一般ガス供給約款の「保安に対するお客さまの協力」「お客さまの責任」に定められた事項について承諾していただきます。

9. 供給ガスの熱量、圧力、燃焼性

- ・当社は、次に規定するガスを供給いたします。

標準熱量／最低熱量	46MJ／44MJ
最高圧力／最低圧力	2.5kPa／1.0kPa
ガスグループ	13A

上記に規定する最高圧力を超えるガスの使用のお申し込みがある場合には、お客さまと協議のうえ、圧力を定めてそのガスを供給することができます。

10. 他社からガス小売契約を切り替える場合の注意点

- ・他社から当社へガス小売契約を切り替える場合は、以下のようない利益事項が発生する可能性がありますので、切替前のガス小売事業者との契約内容をあらかじめご確認のうえお申し込みください。
- ・契約期間中の解約にともなう違約金発生（複数年契約などの場合）
- ・各社発行ポイントの失効、など

11. 個人情報の取扱い

- ・お客様からいただいた個人情報は、「一般ガス供給約款」および当社プライバシーポリシーに従い適切に利用いたします。
- ・当社は、お客様の氏名、住所、料金その他の債務の支払状況などの情報を当社グループにおいて共有します。

12. 契約のお申し込みを受付ける指定店

- ・契約の媒介を行う事業者の住所および連絡先につきましては、当社のホームページをご参照ください。

13. お問い合わせ窓口

- ・西部ガス長崎株式会社がガス小売事業者（登録番号：A0084）としてお客様へのガスの供給を行います。

【西部ガスお客様サービスセンター】

0570-000-312 (ナビダイヤル)

※ガスに関するお問い合わせ

月曜日～金曜日（祝日除く）9:00～19:00

土曜日（祝日除く）9:00～17:00